



14. 3～5歳児の副食費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、これまでは保育料に含まれていた副食費は、保護者の皆様から実費を頂きます。ただし、所得や世帯状況等によって免除となる場合があります。

【1号認定及び2号認定子どもの副食費徴収免除の範囲】

・1号認定子ども

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
1 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
2 市民税非課税世帯	免除	免除	免除	
2 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
3 市民税所得割額 77,100円以下	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
3 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
4 市民税所得割額 77,101円以上 211,200円以下	○	○	免除	小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント
5 市民税所得割額 211,201円以上	○	○	免除	

・2号認定子ども

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
A 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
B 市民税非課税世帯	免除	免除	免除	
B ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
C 市民税所得割額 48,600円未満	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
C ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
D1 市民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
D1 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
D1 市民税所得割額 57,700円以上 64,700円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
D1 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
D2 市民税所得割額 64,700円以上 77,101円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
D2 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
D3～D10 市民税所得割額 77,101円以上 80,800円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
D3～D10 市民税所得割額 80,800円以上	○	○	免除	

※○・・・副食費負担

※第2子の半額措置はありません

※3号認定（0～2歳児クラス）の給食費は、これまでどおり保育料に含まれます

【四国中央市独自の多子軽減】

生計を一にする18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）以下の児童が4人以上いる世帯で、年長者から数えて4人目以降の児童についても免除されます。